

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和元年（2019年）8月29日

（一財）2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会

代表理事 蒲島 郁夫

1 競争入札に付する事項

（1）業務の名称

2019女子ハンドボール世界選手権大会無線等設備管理業務

（2）業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本国際スポーツ大会推進事務局 業務課

郵便番号 862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館8階

電話番号 096-333-2561

ファックス番号 096-387-0516

（3）業務の内容

2019女子ハンドボール世界選手権大会無線等設備管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（4）委託期間

契約締結の日から令和元年（2019年）12月27日（金）まで

（5）入札方式

この入札は、電子入札でなく紙入札により実施するため、3（4）に記載の日時・場所に入札書（代理人が入札する場合は入札書及び委任状）、業務費内訳書を持参・入札のうえ、開札を行い、落札者を決定する。

（6）入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。仕様書7（5）～（8）記載の業務については、150台の無線機器に対し実施した場合の金額を積算すること。

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

（7）仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

（8）最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

（9）その他

1者入札を可とする。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の（１）から（６）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- （１）熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、営業種目が「防災通信施設保守（入札参加資格が A 又は B ランク等級に限る）」に登録されており、熊本県内に支社、支店、営業所等を有している者であること。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- （３）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （４）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- （５）熊本県内に本店又は支店（営業所）等を有すること。ただし、支店（営業所）等にあつては、入札及び契約締結権限の全てが委任されているものに限るものとする。

3 入札手続等

（１）入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1（２）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）9月4日（水）午後5時まで受け付ける。

（２）仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

1（２）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）9月6日（金）午後5時まで行う。

（３）入札説明会

実施しない。なお、3（２）により業務内容を把握すること。

（４）入札・開札の方法

ア 日時 令和元年（2019年）9月9日（月）午前10時

イ 場所 熊本県庁新館8階 熊本国際スポーツ大会推進事務局会議室

ウ 入札書の提出方法

入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。

なお、入札書提出後、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない当事務局の職員）の下に同一場所で開札を行う。

エ 業務費内訳書の提出

入札の際には入札書に記載される入札金額と一致した業務費内訳書を添付すること。

業務費内訳書の内容は、設計図書である業務費内訳書に記載する種目、科目、中科目に対応する単位、数量、単価及び金額を全て記載すること。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。

(6) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が決定後に落札者の入札が無効と判明した場合は、その落札決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めたと入札

ウ 業務費内訳書が未提出である等不備がある入札。

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

4 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申し出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号

に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項を準用し、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の担当部局

5 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 問合せ

(1) 問合せ先

熊本国際スポーツ大会推進事務局 業務課

電話番号 096-333-2561

ファックス番号 096-387-0516

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)